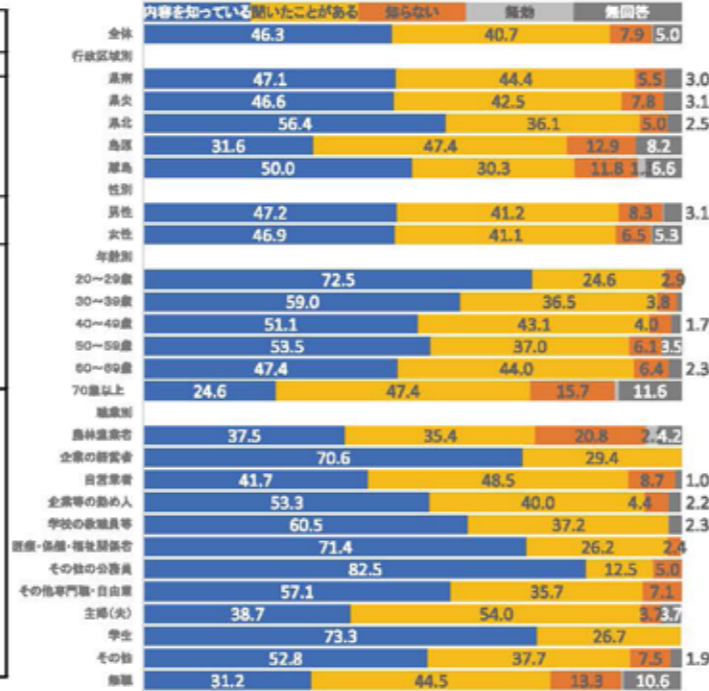


(15)「個人情報保護法」

表6-(15)

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない
全体	1,259	48.3	40.7	7.9
行政区区域別				
県南	403	47.1	44.4	5.5
県央	193	46.8	42.5	7.8
県北	241	56.4	36.1	5.0
島原	171	31.8	47.4	12.9
離島	152	50.0	30.3	11.8
性別				
男性	517	47.2	41.2	8.3
女性	642	46.9	41.1	6.5
年齢別				
20~29歳	89	72.5	24.6	2.9
30~39歳	156	59.0	36.5	3.8
40~49歳	174	51.1	43.1	4.0
50~59歳	230	53.5	37.0	6.1
60~69歳	266	47.4	44.0	6.4
70歳以上	268	24.6	47.4	15.7
職業別				
農林漁業者	48	37.5	35.4	20.8
企業の経営者	17	70.6	29.4	0.0
自営業者	103	41.7	48.5	8.7
企業等の勤め人	225	53.3	40.0	4.4
学校の教職員等	43	60.5	37.2	0.0
医療・保健・福祉関係者	84	71.4	26.2	2.4
その他の公務員	40	82.5	12.5	5.0
その他専門職・自由業	14	57.1	35.7	7.1
主婦(夫)	163	38.7	54.0	3.7
学生	15	73.3	26.7	0.0
その他	106	52.8	37.7	7.5
無職	301	31.2	44.5	13.9

図6-(15)



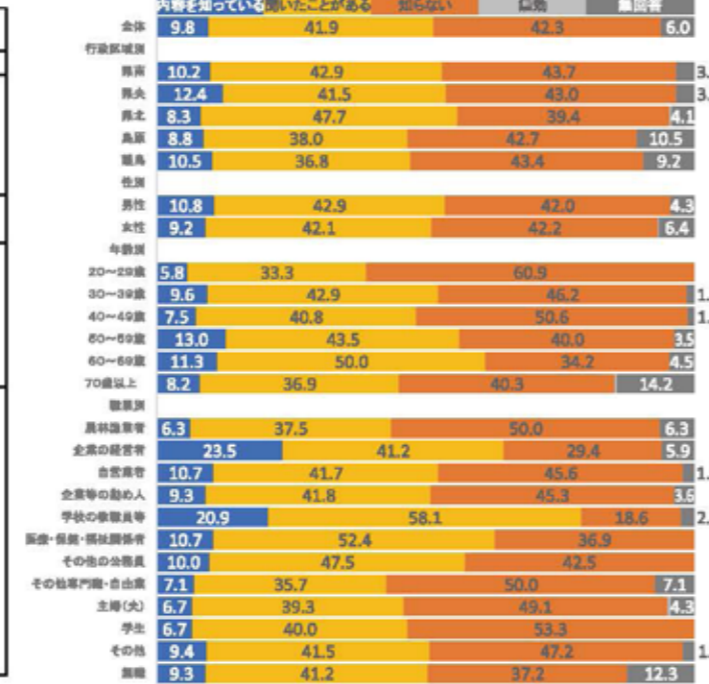
認知度を各分類別で見ると、行政区区域別で、県北の92.5%が最も高く、次いで、県南91.5%、県央89.1%、離島80.3%の順で島原の79.0%が最も低くなっている。性別では、男性が88.4%で女性の88.0%より高く、年齢別では、20歳代が97.1%で最も高く、70歳以上が72.0%と最も低い。また、職業別では企業の経営者・学生が100%で最も高く、農林漁業者が72.9%で最も低くなっている。

(16)「人権教育・啓発推進法」

表6-(16)

	人数	内容を知っている	聞いたことがある	知らない
全体	1,259	9.8	41.9	42.3
行政区区域別				
県南	403	10.2	42.9	43.7
県央	193	12.4	41.5	43.0
県北	241	8.3	47.7	39.4
島原	171	8.8	38.0	42.7
離島	152	10.5	36.8	43.4
性別				
男性	517	10.8	42.9	42.0
女性	642	9.2	42.1	42.2
年齢別				
20~29歳	89	5.8	33.3	60.9
30~39歳	156	9.6	42.9	46.2
40~49歳	174	7.5	40.8	50.6
50~59歳	230	13.0	43.5	40.0
60~69歳	266	11.3	50.0	34.2
70歳以上	268	8.2	36.9	40.3
職業別				
農林漁業者	48	6.3	37.5	50.0
企業の経営者	17	23.5	41.2	29.4
自営業者	103	10.7	41.7	45.6
企業等の勤め人	225	9.3	41.8	45.3
学校の教職員等	43	20.9	58.1	18.6
医療・保健・福祉関係者	84	10.7	52.4	36.9
その他の公務員	40	10.0	47.5	42.5
その他専門職・自由業	14	7.1	35.7	50.0
主婦(夫)	163	6.7	39.3	49.1
学生	15	6.7	40.0	53.3
その他	106	9.4	41.5	47.2
無職	301	9.3	41.2	37.2

図6-(16)



認知度を各分類別で見ると、行政区区域別で、県北の56.0%が最も高く、次いで、県央53.9%、県南53.1%、離島47.3%の順で島原の46.8%が最も低くなっている。性別では、男性が53.7%で女性の51.3%より高く、年齢別では、60歳代が61.3%で最も高く、20歳代が39.1%と最も低い。また、職業別では学校の教職員等が79.0%で最も高く、その他専門職・自由業が42.8%で最も低くなっている。

2. 女性や子ども等、個別の人権問題について

1) 女性に関する人権上の問題点

問7 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押し付けること
2. 家庭において、夫が妻に暴力(なぐる、ける、物を投げつけるなど)をふるうこと
3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的な嫌がらせを行うこと
4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること
5. 職場において、女性に対して性的な嫌がらせ(セクハラ)をすること
6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと
7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること
8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること
9. その他(具体的に:)
10. 特にない
11. わからない

表7-1 全体・行政区区域別

	人数	固定的な役割分担意識の押し付け	家庭における夫の暴力	夫の精神的嫌がらせ	職場における差別待遇	職場におけるセクハラ	政策決定に十分参画できていない	ヌード写真などを雑誌に掲載	水着姿等を広告等に使用	その他	特にない	わからない
全体	1,259	32.4	54.8	44.0	34.5	39.6	16.0	7.9	5.4	1.3	4.1	4.6
県南	403	32.8	53.6	43.7	35.7	39.5	16.6	8.7	4.7	1.7	4.7	4.7
県央	193	32.6	60.1	45.1	44.0	38.9	16.1	6.7	5.2	2.1	2.6	2.6
県北	241	37.3	55.2	46.9	31.5	42.3	17.4	5.8	5.4	0.8	3.7	2.1
島原	171	32.2	54.4	39.8	30.4	33.9	12.9	6.4	5.3	1.2	4.7	8.8
離島	152	30.3	54.6	47.4	32.2	44.1	17.1	7.9	4.6	0.7	5.3	4.6

図7-1 全体

女性に関する人権上の問題としては「家庭における夫の暴力」が54.8%で最も多く、次いで「夫の精神的嫌がらせ」44.0%、「職場におけるセクハラ」39.6%、「職場における差別待遇」34.5%、「固定的な役割分担意識の押し付け」32.4%と30%以上で続いている。

前回調査との比較では、項目の順位の変動は2位・3位の項目が入替わっている。また、特に「職場におけるセクハラ」(4.8ポイント)、「家庭における夫の暴力」(2.8ポイント)、「職場における差別待遇」(2.0ポイント)の割合が減少し、「夫の精神的嫌がらせ」(5.2ポイント)、「固定的な役割分担意識の押し付け」(1.8ポイント)の割合が増加した。

